

GGL 認証要綱に対する宣言書

1. GGL 認証材取り扱いに対する体制整備

当社は、GGLS1 及び GGLS4 の基準に則り、下記体制を整え、GGL 認証材を CoC にて流通させ、管理致します。

- a) GGL 認証材取り扱い部署の管理・運営能力保有
- b) 管理者によるレビュー
- c) 必要なりソースの提供
- d) 社内監査

Green Gold Label Certification Standard (GGL)

GGLS1 Chain of Custody Criteria

GGLS4 Transaction certificate

2.. 環境方針

当社は、付則 1.「双日グループ環境方針」に基づき、行動致します。

3. 人権方針

当社は、付則 2.「双日グループ人権方針」に則り、行動致します。

4. 当社は、付則 3.「双日グループサプライチェーン CSR 行動指針」に則り、行動致します。

2022 年 5 月 25 日

東京都千代田区内幸町 2 - 1 - 1

双日株式会社

林産・循環事業開発部

部長 坂下 勲

付則 1.

双日グループ環境方針

双日グループは、グローバル企業として、地球環境問題を経営上の重要な課題の一つとして認識し、持続可能な社会の実現に向け、事業活動において環境保全および汚染の予防に取り組むとともに、環境性能の高い競争力ある事業を推進します。

1. 環境関連諸法規の順守

事業活動の推進にあたって、環境関連諸法規、国際条約および合意した協定等を順守します。

2. 環境マネジメントシステムの継続的改善

環境パフォーマンスを向上させるべく、環境マネジメントシステムの下、環境目標の設定および定期的な見直しを行い、その継続的改善に努めます。

3. 環境負荷の最小化

気候変動防止に向けた CO2 をはじめとする温室効果ガスの削減、生物多様性への対応など、事業にかかわる環境負荷の最小化に取り組みます。

4. 省資源および廃棄物の削減・リサイクル

エネルギー・水の節減をはじめとした省資源および廃棄物の削減・リサイクルに取り組みます。

5. 新規事業における環境配慮

新規事業の開始、既存事業の拡大・追加開発等を行うにあたって、環境負荷の低減および汚染の予防に取り組みます。

6. 持続可能な資源の追求

資源の安定供給や、適切なエネルギーミックスの実現に向けた取り組みを推進します。

7. 環境教育・啓発活動

本方針を全役員・従業員に周知するとともに、教育・啓発活動を行います。

2004年4月1日制定

2007年7月2日改訂

2013年8月6日改訂

2017年1月1日改訂

2018年5月9日改訂

■ 双日グループ人権方針

1. 人権尊重へのコミットメント

双日グループは、誠実な心で世界を結び、新たな価値と豊かな未来の創造に努めてまいりました。人権の尊重は当社にとっての価値、そして社会にとっての価値という「2つの価値」を創造し、ステークホルダーの期待に応えるために不可欠な要素であると確信しています。

双日グループは、総合商社として世界各地で物品の売買及び貿易業をはじめとして、各種製品の製造・販売やサービスの提供、各種プロジェクトの企画・調整、各種事業分野への投資、並びに金融活動等を行う中で、人権への負の影響の発生または助長を回避し、双日グループが直接関係する負の影響の低減・予防に取り組む責任があることを認識しています。双日グループは、「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」が定める人権を尊重し、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に則って活動します。

2. 双日グループの従業員

双日グループは、国際的な人権規範と当グループ企業理念に則り、グループ役職員、従業員に対し、差別の禁止、人種・国籍・民族・信条・性別・社会的身分・宗教・年齢・心身の障害・性的指向等を含む多様性の尊重、児童労働・強制労働の禁止、腐敗行為の防止、安全な労働環境の提供、最低賃金の確保、適切な労働時間管理を含む労働慣行等の促進を図ります。双日グループは結社の自由と団体交渉権を支持します。

3. 人権デュー・デリジェンスの実施

双日グループは、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に則り、双日グループの事業と関わるステークホルダーの人権に対する実際の、及び潜在的な人権への負の影響を評価し、その低減・予防及び報告に努めます。当グループの取組に優先順位を付ける必要がある場合は、双日グループの事業に関わるステークホルダーにとって最も顕著な潜在的リスクの対処を最優先します。

双日グループは、事業活動において各国における法規制を遵守します。万が一、当該国の法規制と国際的な人権規範が異なる場合は、国際的な人権規範を尊重する手段を模索します。対応決定に当たり、信頼できる第三機関に意見を求めます。

双日グループは、グループ従業員、労働者および双日グループの事業活動により影響を受けている、または潜在的に影響を受ける可能性のある外部ステークホルダーとの対話の重要性を認識しており、当グループの事業に関連した人権問題について、ステークホルダーと対話を行います。

4. 特定の人権課題

先住民族について： 双日グループは、先住民族が在住する地域での事業活動において、先住民族が固有の文化や歴史を持つことを認識し、事業活動を行う国・地域の法律や国際的な取り決め「先住民の権利に関する国際連合宣言」や「国際労働機関(ILO)第169号条約」に定められた先住民の権利への配慮を行います。

警備会社起用について： 双日グループが、警備会社による人権侵害に加担していないことを確実にするために、当グループは、人権と基本的な自由の尊重を確保する枠組み内で企業がどのように事業活動を行うべきかという指針を提供する、「安全と人権に関する自主原則」(VPSHR)を支持します。

5. 本方針に関するサプライヤー、取引先の皆様へのお願い

双日グループの企業活動は、サプライヤー、取引先等の多様な関係者の皆様のご協力の基になりたっています。双日グループが事業に関わる人々の人権尊重に取り組むにあたり、皆様のご理解とご協力は不可欠です。双日グループは皆様と協働し、また本方針の原則を皆様にも支持して頂けるよう働きかけていきます。

双日グループに属さずに双日グループの事業に関わっている、双日グループのサプライヤーや取引先等を含む人々の人権侵害が疑われる事象を特定した場合は、事実を確認の上、サプライヤー、取引先等の関連するステークホルダーに人権問題の改善対応を求めます。

* 重大な違反等に関する双日グループの方針を含む、サプライヤー、取引先等に対する期待に関する詳しい情報については、双日グループサプライチェーンCSR行動指針をご覧ください。

2017年6月 制定

■ 双日グループ サプライチェーンCSR行動指針

双日グループの事業活動は、多様な国・地域の取引先とのかかわりによって成り立っており、それぞれの業界の特性を踏まえながら、サプライチェーンにおいてもCSRの取り組みを進める必要があります。双日グループは、適切な事業活動と、事業に関わるステークホルダーの人権尊重、地球環境保全を行うべく、サプライヤーに対して、以下に掲げる項目の理解と実践を求め、取引先とともに、企業活動と社会・環境の共存共栄を目指します。

1. 従業員の人権を尊重し、非人道的な扱いを行わない。
2. 従業員に対する強制労働・児童労働を防止し、適切な労働時間を守り、最低賃金を確保する。
3. 雇用における差別を行わない。
4. 労使間の円滑な協議を図るため、従業員の結社の自由、団体交渉権を尊重する。
5. 従業員に対して安全、衛生的でかつ健康的な労働環境の提供に努める。
6. 内外の関係法令を遵守し、公正な取引および腐敗防止を徹底する。
7. 製品やサービスの品質・安全性を確保する。
8. 事業活動において、自然生態系、地域環境および地球環境の保全に配慮するとともに、環境汚染の予防に努める。
9. 上記に関する情報の適時・適切な開示を行う。

＜本行動指針に関する、重大な違反が報告された場合の対応について＞

本行動指針に関わる重大な違反については、事実を確認の上、サプライヤー、取引先等の関連するステークホルダーに、問題の改善対応を求めます。また、必要な期間を置いて、その改善対応がなされない場合は、取引を見直す事も含めて対応いたします。

* 又、必要な場合は、双日グループ及び双日グループが指定する専門家が現地を訪問し、調査を行います。

2010年4月 制定

2017年6月 改訂